

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県精神科病院における任意入院患者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	4
◎高知県青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則	4

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第6号
高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則**

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

別表中「高知県衛生研究所」を「高知県衛生研究所 高知県立高知工業高等学校」に、「高知県立高知工業高等学校 高知県立盲学校」を「高知県立盲学校」に、「高知県土木部公園下水道課課員駐在所」を「高知県土木部公園下水道課課員駐在所 高知県安芸福祉保健所」に、「高知県立高知小津高等学校」を「高知県立高知小津高等学校 高知県立高知北高等学校」に、「高知県立日高養護学校高知みかづき分校」を「高知県立日高養護学校高知みかづき分校 高知県高知東警察署」に、「高知県の警察署 高知県土佐警察署」を「高知県香美警察署 高知県土佐警察署 高知県土佐警察署の警察庁舎」に、「高知県安芸福祉保健所 高知県中央東福祉保健所」を「高知県中央東福祉保健所」に、「高知県西部家畜保健衛生所構原支所 高知県安芸土木事務所」を「高知県西部家畜保健衛生所構原支所」に、「高知県立高知南高等学校 高知県立高知北高等学校」を「高知県立高知南高等学

校」に、「高知県室戸警察署 高知県香南警察署 高知県香美警察署 高知県本山警察署」を「高知県高知東警察署本山警察庁舎 高知県室戸警察署 高知県香南警察署」に、「高知県中央児童相談所」を「高知県立希望が丘学園 高知県中央児童相談所」に、「高知県中央西土木事務所越知事務所」を「高知県中央西土木事務所越知事務所 高知県須崎土木事務所四万十町事務所」に、「高知県立須崎高等学校」を「高知県立須崎高等学校 高知県立構原高等学校」に、「高知県立希望が丘学園 高知県立中村高等技術学校」を「高知県立中村高等技術学校 高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所」に、「高知県西部家畜保健衛生所高南支所 高知県須崎土木事務所四万十町事務所」を「高知県西部家畜保健衛生所高南支所」に、「高知県立構原高等学校」を「高知県立幡多農業高等学校」に、「高知県立足摺海洋館 高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所」を「高知県立足摺海洋館」に、「高知県水産試験場」を「高知県中央家畜保健衛生所田野支所 高知県水産試験場」に、「高知県立大方高等学校 高知県立幡多農業高等学校」を「高知県立大方高等学校」に、「高知県立農業大学校研修課 高知県環境保全型畑作振興センター 高知県畜産試験場 高知県中央家畜保健衛生所田野支所」を「高知県立農業担い手育成センター 高知県畜産試験場」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第7号  
高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和48年高知県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（手数料の額）

**第2条** 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第3条の規則で定める額は、650円とする。

第3条中「条例第3条の規定による」を削り、「、又は」を「、又は手数料を」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ⑧  
電話番号

高知県立精神保健福祉センター手数料減額（免除）申請書

高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき診断書（証明書）の交付について手数料の減額（免除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 減額又は免除を受けようとする手数料の額
- 2 手数料の減額又は免除を必要とする理由

|                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>証明欄</b>                                                                                                                                                                                               |
| <p>上記のとおり、高知県立精神保健福祉センターの手数料の減額（免除）を適当であると認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市長（町長・村長・福祉保健所長・福祉事務所長・女性相談支援センター所長）</p> <p style="text-align: right;">⑧</p> |

- 注
- 1 不要な文字は、二重線で消してください。
  - 2 手数料の額は、消費税及び地方消費税を含めた額としてください。
  - 3 手数料の減額又は免除を必要とすることについて、市町村長等の証明を受けてください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号

高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成18年高知県規則第131号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

任意入院者病状報告書

年 月 日

高知県知事 様

病院名  
所在地  
管理者氏名 ㊟

|                                                            |                           |                        |               |      |       |
|------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------|---------------|------|-------|
| 任意入院者                                                      | フリガナ                      |                        |               | 生年   | 年 月 日 |
|                                                            | 氏名                        | (男・女)                  |               | 月日   | (満 歳) |
|                                                            | 住所                        | 都道府県                   | 市郡区           | 町村 区 |       |
| 任意入院年月日（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条の規定による入院）                   | 年 月 日                     | 今回の入院年月日               | 年 月 日         |      |       |
|                                                            |                           | 入院形態                   |               |      |       |
| 前回の報告年月日                                                   | 年 月 日                     |                        |               |      |       |
| 病名                                                         | 1 主たる精神障害                 | 2 従たる精神障害              | 3 身体合併症       |      |       |
|                                                            | ICDカテゴリー<br>( )           | ICDカテゴリー<br>( )        |               |      |       |
| 生活歴及び現病歴（推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記入してください。）                   | (陳述者 氏名 続柄 )              |                        |               |      |       |
| 初回入院年月日                                                    | 年 月 日～ 年 月 日（入院形態 )       |                        |               |      |       |
| 前回入院年月日                                                    | 年 月 日～ 年 月 日（入院形態 )       |                        |               |      |       |
| 初回から前回までの入院回数                                              | 計 回                       |                        |               |      |       |
| 過去12月間の外泊の実績                                               | 1 不定期的<br>益や正月)           | 2 定期的 ((1) 月単位<br>3 なし | (2) 数か月単位 (3) |      |       |
| 過去12月間の治療の内容及びその結果（過去12月間に行動制限が行われたときは、その必要性について記入してください。） |                           |                        |               |      |       |
| 症状の経過                                                      | 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向 |                        |               |      |       |
| 任意入院の継続の必要性（通院に変更ができない理由について具体的に記入してください。）                 |                           |                        |               |      |       |
| 今後の退院へ向けた取組                                                |                           |                        |               |      |       |

|                                                                                     |                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈現在の精神症状〉                                                                           | 1 意識<br>(1) 意識混濁 (2) せん妄 (3) もうろう (4) その他 ( )                                                     |
|                                                                                     | 2 知能<br>(1) 軽度障害 (2) 中等度障害 (3) 重度障害                                                               |
|                                                                                     | 3 記憶<br>(1) 記銘障害 (2) 見当識障害 (3) 健忘 (4) その他 ( )                                                     |
|                                                                                     | 4 知覚<br>(1) 幻聴 (2) 幻視 (3) その他 ( )                                                                 |
| 5 思考<br>(1) 妄想 (2) 思考途絶 (3) 連合弛緩 (4) 減裂思考<br>(5) 思考奔逸 (6) 思考制止 (7) 強迫観念 (8) その他 ( ) | 6 感情・情動<br>(1) 感情平板化 (2) 抑鬱気分 (3) 高揚気分 (4) 感情失禁<br>(5) 焦燥・激越 (6) 易怒性・被刺激性亢進 (7) その他 ( )           |
|                                                                                     | 7 意欲<br>(1) 衝動行為 (2) 行為心迫 (3) 興奮 (4) 昏迷<br>(5) 精神運動制止 (6) 無為・無関心 (7) その他 ( )                      |
|                                                                                     | 8 自我意識<br>(1) 離人感 (2) させられ体験 (3) 解離 (4) その他 ( )                                                   |
|                                                                                     | 9 食行動<br>(1) 拒食 (2) 過食 (3) 異食 (4) その他 ( )                                                         |
| 〈その他の重要な症状〉                                                                         | 1 てんかん発作・2 自殺念慮 3 物質依存 ( )<br>4 その他 ( )                                                           |
| 〈問題行動等〉                                                                             | 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )                                                                        |
| 〈現在の状態像〉                                                                            | 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態<br>4 統合失調症等残遺状態 5 抑鬱状態 6 躁状態<br>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態<br>10 その他 ( ) |
| 今回の報告に係る診察年月日                                                                       | 年 月 日                                                                                             |
| 診断した主治医氏名                                                                           | (署名)                                                                                              |
| 高知県精神医療審査会の意見                                                                       |                                                                                                   |
| 県の措置                                                                                |                                                                                                   |

- 注 1 太線内は、主治医の診察に基づいて記入してください。  
 2 「今回の入院年月日」欄は今回の病院に入院した年月日を記入し、「入院形態」欄はそのときの入院形態を記入してください（特定医師による入院を含み、その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記入してください。）  
 なお、複数の入院形態を経ている場合は、順に記入してください。  
 3 「生活歴及び現病歴」欄は、他の診療所及び他の病院での受診歴についても聴取して記入してください。  
 4 「生活歴及び現病歴」欄は、前回の報告のコピーの添付でも構いませんが、新たに判明した事実がある場合は、追加して記入してください。  
 5 「初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数」欄は、他の病院での入院歴及び入院形態についても聴取して記入してください。  
 6 入院後6月を経過するまでの間に開放処遇が制限された者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定による行動の制限を受けた者又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限された者をいいます。）の6月経過時の報告については、「過去12月間」とあるのは、「過去6月間」と読み替えてください。  
 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合は、「任意入院継続の必要性」欄にその旨を記入してください。  
 8 「現在の精神症状・その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像」欄は、一般にこの報告書の作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のことに重点をおいて記入してください。  
 9 「診断した主治医氏名」欄は、主治医自身が署名してください。  
 10 選択肢については、それぞれ該当するものの番号等を○で囲んでください。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第9号**

**児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則**

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則(昭和43年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考2の(2)中「第41条第1項、第41条の3の2第1項及び第4項」を「第41条第1項及び第6項、第41条の2第3項、第41条の3の2第1項及び第5項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、同表備考7の(3)中「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



高知県青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第10号**

**高知県青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則**

高知県青少年問題協議会条例施行規則(昭和29年高知県規則第29号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。